

## 就職活動証明書/-授業日・期末試験日と就職試験が重なった場合-

授業や期末試験と就職試験が重なった場合は、企業に日程や時間の変更をお願いしてみましょう。依頼する際には、キャリア・オフィスのホームページにある「採用選考活動における授業日・本学期末試験日程への配慮のお願いについて」を利用してください。多数を対象にした選考を除き、個人面接等では配慮いただけることが多いです。

どうしても変更できず、やむを得ず授業もしくは期末試験を欠席する場合は、【就職活動証明書】の申請をしてください。提出資料により、あなたがその選考会に参加したことが確認できれば、【就職活動証明書】を発行します。

但し、就職活動による授業欠席は、公欠ではありません。授業欠席をどのように配慮するかは教員の個別判断となるため、【就職活動証明書】の提出により、必ず授業の欠席を許可されたり、成績・評価が配慮されるものではありません。また、申請には条件があり、それぞれの状況によって手続き方法が異なりますので、【就職活動証明書】の対象となる活動かどうかを確認のうえ、条件に基づいて手続きをしてください。

【就職活動証明書】の発行申請には締切日があります。書類不備や締切後の申請は認められませんので、不明な点があれば自己判断せずに事前にキャリア・オフィスに問い合わせてください。

**発行対象となる活動や、申請手続きについては、キャリア・オフィスホームページの“就職活動に伴う授業欠席”の欄をよく確認してください。**

### ～注意～

- 事前に、欠席する授業の担当教員に「就職活動のために授業を欠席する」ことを伝え、了承を得ましょう。
- 就職活動による欠席は、原則として活動日当日しか認められませんので、十分に注意してください。ただし、期末試験期間の採用選考に関わる移動日に関しては、キャリア・オフィスに採用選考当日までに問い合わせてください。事後の相談は、一切受け付けません。
- 企業の方に、証明書への記入および押印の依頼について事前に連絡しておきましょう。
- 企業の方に直接キャリア・オフィスへ書類の FAX や郵送などを依頼することは、大変失礼になりますので避けてください。
- その他の注意事項については、「セッション/授業用」、「セッション試験/期末試験」の各就職活動証明書に記載されている学生確認事項を必ず確認してください。

#### 【証明書発行対象として認められない活動】

- 参加が義務付けられていない会社説明会
- 説明会みのジョブフェア、合同企業説明会など
- 内定承諾会、内定後研修、内定者懇親会、配属先面接、入社のための健康診断、社内見学会、イベントの手伝いなどの内定先での活動
- インターンシップ
- 選考会前日または翌日の移動
- 海外での就職活動（ex ポストンキャリアフォーラム）